

就学事務システム（就学援助）の標準仕様作成事業

就学援助事務システム標準化ワーキングチーム（第2回）議事概要

1. 日時 令和3年6月21日（月） 14:00～16:10
2. 会議形式 オンライン会議
3. 出席者 構成員：北村委員、佐藤委員、玉川委員、土屋委員、巴山委員、武藤委員、山田委員、米岡委員
事務局：文部科学省修学支援PT、アビームコンサルティング株式会社
4. 議事
（1）第2回全国意見照会の結果概要の説明
（2）標準帳票要件に関する協議

5. 議事概要

○事務局から、第2回全国意見照会の結果概要について説明が行われ、続いて標準帳票要件に関する意見交換が行われた。意見交換の概要は、以下のとおりである。

6. 意見交換概要

- 申請を世帯ごとに管理しているため、認定した場合は各世帯に認定番号を付けている。認定通知書も世帯ごとに出力しているため、通知書は兄弟姉妹がいる場合でも1枚で済んでいる。個人ごとに認定番号を付け、認定通知書を出力すると、対象の世帯員が複数名いる場合に、全員分の認定番号が記載されると思われるが、レイアウトとして情報が多すぎると思われる。
- 審査の関係で世帯ごとに入力する項目があるが、個人ごとに管理することとなった場合、世帯ごとに入力する項目は個人ごとに再度入力する必要があると思われるため、業務量が増えてしまうことが懸念される。通知書も個人ではなく世帯ごとに出力しなければ業務量が増えてしまう。
- 同一の世帯でも個別に対応しなければいけないケースがあるため、認定通知書は個人ごとに出力している。自治体判断で個人ごとの出力と世帯ごとの出力を選択できることが望ましい。
- 認定日が世帯員で異なる場合があり、個別対応することがある。その場合は、一度世帯ごとの認定通知書を出力した上で、不要な情報を修正液で消した上で印刷し直すなどして対応している。
- 全国の自治体の状況が不明である以上、個人単位・世帯単位出力のどちらも選択できるようにすることが望ましいのではないか。
→各種通知書は世帯単位で出力できることを基本にし、個人単位での出力も必要に応じて選択できるように定義することが望ましいと思われる。このような定義が可能か、ベンダにも確認する。システムに登録する情報も世帯ごとの登録となるとと思われるため、機能要件との整合が取れているかについても確認する。
- 申請番号・認定番号について、管理している番号が自治体ごとに異なるが、認定通知書等ではどのような番号を表記することが望ましいのか協議したい。委員の一人からは事前に申請番号に統一した方がいいと意見をいただいている。
- 本市では、申請番号がそのまま認定番号若しくは否認認定番号となる。申請受付からの一連の事務処理を、一意に特定できるため有用と考える。
→申請受付時に付番する申請番号で一元的に管理できるように統一する。個人単位で管理している自治体は、申請番号を個人に紐付けているのか。
- 本町では個人単位で管理しており、申請受付時に個人ごとに申請番号を付番している。
- 本市では、個人ごとの番号と世帯ごとの番号の両方を管理しており、世帯ごとの番号は住民記録システムと連動している。
- 個人単位で管理する場合でも、世帯ごとに付番する番号の管理及び帳票への印字は必要にな

と思われる。

- 通知書を送る際に、番号で通数を確認しているため、世帯番号だけでなく、通しの番号があると望ましい。そのため、個人を管理する番号も必要である。

→承知した。申請情報を個人単位で管理する場合でも世帯単位で管理する場合にも通し番号が付番されるように定義する。整理番号の付番体系として、委員の一人からは学校番号を利用すると意見をいただいているが、他の自治体でのケースを教えてください。

- 学校ごとに申請書を提出してもらっているため、学校番号を基に管理番号を付番している。

→学校番号を申請番号として利用していない自治体はあるか。

- システムには学校ごとに割り当てられている番号はあるが、申請番号として学校番号を利用していない。

- 情報としては持っているが利用していない。学校番号を申請番号として利用する場合には、世帯ごとに通し番号も組み合わせて付番する必要がある。

- 学校番号は申請番号に使用していない。

→学校番号は児童生徒と所属校の紐づけに活用し、それとは別に世帯ごとの番号、個人ごとの番号をそれぞれ管理することが望ましいと思われるのでそのような仕様としたい。

- 教示文の文面は自治体によって異なるため、標準仕様書における定義は困難ではないか。また、自治体独自の教示文は備考に入力することを想定しているのであれば、入力可能文字数を定義しなければ、教示文が備考に収まるのか各自治体で判断できないため、備考の文字数も検討が必要である。

- 自治体で独自に入力したい内容を備考に記載する想定だと思われるが、本市では記載する量が多く、現状のレイアウトでは備考欄が不足する。

→現状のレイアウトでは項目が多くなっているため、備考欄を大きくした場合でも300字程度が上限になると想定される。教示文を含む各表示項目については、表示・非表示を選択できるような形でよい。

- レイアウト案の枠組みを前提とするのではなく、レイアウト変更も視野に入れて検討できるのではないかと。例えば、一つの印字項目に一行を使用している形式を改めたり、余白を詰めたりするだけで、一枚に収まる情報は増える。

- 論点からは話が逸れるが、世帯の所得額は印字しない方が望ましいのではないかと。郵送で送る場合は、第三者の目に触れるリスクがある。所得額を削除することで備考欄に余裕を持たせることもできるのではないかと。

→承知した。教示文を含む各表示項目については、表示・非表示を選択できるようにした上で、備考欄はレイアウトの見直しを行う際に、できる限り多くの文字数が入力できるように修正する。

- 通知書を封入した後に学校ごとに並べ替える作業を考慮し、窓あき部分に申請番号が必要である。

- 本市では窓あき部分には、出力枚数の通し番号を印字している。申請番号は、穴あき部分に出ない位置に印字している。通知の封入を業者に委託しているため、納品の際の確認等に通し番号が必要である。また、集配局割引を受けるために、郵便番号順に通し番号が付番されるようになっている。なお、カスタマーバーコードは枠に少しでも被ると、郵便物の割引が受けられなくなる。端末や印刷機器の影響も受けられると思われるため、レイアウトの微調整ができる必要がある。

→申請番号は窓あき部分に追加するが、委託に利用する通し番号を印字するかどうかについては本日の協議を踏まえ検討する。

- 通知書の印字項目について、名称としては「支払方法」より「登録口座」等の方が良いのではないかと。

→項目名の修正について検討する。

- 本市では口座情報は印字していないが、登録済みの口座については問い合わせが多いため、印字できれば有用である。他に口座情報が印字される帳票に口座振込通知があるが、使用し

ない場合も考慮し、認定通知に口座情報が印字されることが望ましい。

- 標準仕様書には学校振込を選択した保護者向けの帳票は定義しないのか。本市では、支払明細書と領収書を兼ねた帳票を運用している。当該帳票がなければ、保護者からは、受領したかどうかの証明が得られないため、必要である。
- 認定通知書に口座情報を印字することは問題ない。必要としない自治体向けに、表示非表示を選択できれば良い。認定通知書で通知するのは予定額であるため、実際に支払額がいくらか通知するために口座振込通知書は必要だと思われる。
- 保護者への支払までの間に認定結果が変わることもある。認定通知書と口座振込通知書をまとめることは難しいと思われる。
- 不要な印字項目を個々の自治体の判断で非表示にできることは望ましいが、以前本市で性別を非表示にした時に、性別を囲む枠は非表示にできないということがあった。枠がある印字項目を非表示にした際に枠が残るのかどうか、また枠を非表示にする場合には追加コストがかかるのかどうかは確認した方が良く考える。
- 認定通知書と口座振込通知書とは統合しない方針とした上で、認定通知書にも口座情報を印字できる仕様とすることとする。印字項目を非表示にした場合の枠の扱いについてはベンダに確認する。

- 医療券は運用実績が少ないことが想定されるため、全国的に医療券の利用頻度が少ないのであれば、コストの観点から標準帳票としなくても良いのではないかと。
- 本市では、医療券をシステム外で管理している。レセプト情報を管理しておらず、医療券にレセプトの情報を記載することもないため、標準仕様書で定義している医療券と乖離がある。
- 本市の近隣の市区町村を含め、医療券は発行していないと認識している。児童生徒を対象とした医療費助成制度有する自治体では不要となる場合が多いと認識している。
- 医療券をシステムから出力している自治体もあるため、オプションとして定義することが望ましいのではないかと。また関連して、印字項目の支払方法は、基本的に振込であるため、印字不要と思われる。
- レイアウト作成時の参考にさせていただく。
- 本市は医療券を使用していないが、全国に頻繁に使用している自治体が存在する可能性も考慮し、要否の判断は控えた方が無難と思われる。
- 件数は少ないが、システムから出力して運用している自治体が存在するため標準帳票として定義する方針とする。保護者に送付する通知は視認性の高い、わかりやすい帳票になるようにレイアウトまで統一する必要があるが、医療券は保護者向け帳票ではないことから、レイアウト統一までは不要だと思われる。

- 印字項目の「備考」について、世帯に紐付いて管理されている備考情報を、認定通知書の備考欄に記載できないか。
- 備考欄と紐づく情報については詳細な検討を行っていない。申請情報を世帯ごとに管理する自治体では備考に世帯ごとの備考情報が記載されるのか。
- 本市では個人の備考情報を認定通知書等の備考欄に反映する仕様にはなっていない。システム上で任意に入力した備考情報を一括で認定通知書等に反映させることができれば有用かもしれないが、可能なのか。
- 備考情報を世帯ごとに管理する場合に、認定通知書等の備考欄に備考情報を反映させることが可能かベンダに確認する。

- 現状、認定通知書には認定日のみ記載しているが、認定終了日が人によって異なり、備考で対応している状況であるため、認定期間を印字できればありがたい。
- 本町では、認定期間を記載している。保護者の中には、認定期間が3月末までだとわからない方がおり、認定期間があれば問い合わせが減り、事務作業の軽減に繋がるのではないかと。
- 認定が年度途中で取消しになる場合も少なくないため、認定期間を示した時に表現によって

は誤解を与える懸念がある。非表示を選択できる項目とすれば良いのではないか。

- 本市では認定日しか印字していないが、年度途中で認定期間が変更になる場合があるため、保護者に誤解を与えないようにしたい。

→認定期間は非表示を選択できる印字項目として定義する。

- 口座振込通知書のサンプルの文言に「振り込みました」とあるが、「振込を行います」の方が良いのではないか。また、整理番号、認定区分も必要である。加えて、年、組の印字項目がなければ、学校に送った際に、学校事務員が苦勞すると思われる。ほか、年齢は不要である等、印字項目の整理が必要である。

→レイアウト作成時の参考にさせていただく。

- 保留通知書の保留理由に所得の判定ができない方の氏名及び不足書類まで印字できるようにしてほしい。印字できない場合、問合せが発生するため、業務負荷がかかる。

→ベンダのパッケージでの対応状況を確認して検討する。